

随意契約理由書

1 案件名称

井高野第3住宅4・5・10・11号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 アイプラス設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事受注者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事受注者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事受注者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては、株式会社 アイプラス設計事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9248)

随意契約理由書

1 案件名称

中央こども相談センター煙突改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社アイプラス設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社アイプラス設計事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課
(電話番号 06-6633-2355)

随意契約理由書

1 案件名称

島屋小学校長寿命化改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社スペースクリエーション

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社スペースクリエーション が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2355)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度市設建築物図面管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社ニューロテックシステム

3 随意契約理由

本業務は、市設建築物の適正な維持管理の推進及び整備保全業務の効率化を図るため、当局で保管している市設建築物の建築・設備図面等の電子データを、庁内情報利用パソコンから検索・閲覧するシステムとして令和2年度に上記業者が構築した、「市設建築物図面管理システム」の安定的な稼働を目的とした運用保守業務である。

本システムを運用保守するにあたり、システム機能を適切に維持管理し、安定かつ円滑な稼働環境を保持するための点検作業、データベースの維持管理、システム障害に関する対応、再発防止策の提案及びセキュリティアップデートなどのセキュリティ管理を行うものであり、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等を備えたうえで実施する必要がある。

本システムは、株式会社ニューロテックシステムが独自に構築したものであり、本システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等の知識を備えている唯一の業者である。

以上の理由から、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課(企画設計グループ)(電話番号 06-6208-9321)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅情報連携システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社ホロンシステム

3 随意契約理由

本業務は大阪市営住宅情報連携システム（以下、「本システム」という）が安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるよう適切な状態を維持すること、市営住宅管理業務の効率的な推進を支援すること、また障害等に対する予防策及びその際の早期復旧を行うことを目的とした業務である。

本システムは、本市が運用する市営住宅管理システムと本市内外の住民情報を扱う業務システムとの間で情報の授受等を効率的に実現するためのデータベースへの高度なアクセス技術や運用経費、更新費用を低廉なものとするための仮想化技術などの技術を導入している。本システムの運用保守業務を実施するためには、このような技術に対応できるとともに、本システムの細部に至るまで仕様に精通している必要がある。

これまでの運用保守業務委託契約においては、本業務に対応することが可能な業者は、本システムを開発し、本システムの全仕様を把握しているＳＣＳＫ株式会社のみであったことから、当該業者と随意契約を締結してきた。

しかしながら、令和７年４月１日付けでＳＣＳＫ株式会社から株式会社ホロンシステムへ本システムに関する運用保守業務が移管されることとなり、運用保守業務等に係るデータ、プログラム、資料、業務遂行の過程で生じた発明、特許権、ノウハウ等の知的財産権など、ＳＣＳＫ株式会社の所有する一切の権利を株式会社ホロンシステムにのみ移管する旨の業務移管届出書が提出された。

よって、本業務に対応することが可能な業者は、ＳＣＳＫ株式会社から業務その他ノウハウ等を移管され、本システムの仕様等詳細を把握し、対応することが可能な唯一の業者である株式会社ホロンシステムのみであるため、当該業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市営住宅管理システム改修（地方公共団体情報システム標準化に係る住基連携データ変更対応）業務委託

2 契約の相手方

株式会社ホロンシステム

3 随意契約理由

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年9月に施行され、政令で定める20業務について、各所管省庁が定める標準化基準（標準化仕様書）に準拠した情報システムを利用することが義務付けられた。「大阪市営住宅管理システム」（以下、「本システム」という。）とデータ連携を行っている「住民基本台帳等事務システム」（以下、「住基システム」という。）も標準化対象となっており、令和7年度に標準化基準に準拠したシステムに移行予定となっている。

「住基システム」の標準化により、「住基システム」における項目や内容に変更が生じるため、「本システム」においても、データ連携が可能となるよう、項目や内容を変更する必要がある。

本システムは、住宅管理上の様々な制度に対応するため、複雑な処理を必要とするものであり、また、効率性・操作性・安定性に優れたシステムとなるようSCSK株式会社に独自開発されている。本システムの改修にあたっては、改修箇所及び改修による影響範囲を的確に判断する必要があることから、本システムの細部に至るまで仕様に精通している必要がある。

これまで本業務に対応することが可能な業者は、本システムを開発し、本システムの全仕様を把握しているSCSK株式会社のみであったことから、当該業者と随意契約を締結してきた。

しかしながら、令和7年4月1日付けでSCSK株式会社から株式会社ホロンシステムへ本システムに関する運用保守業務が移管されることとなり、運用保守業務等に係るデータ、プログラム、資料、業務遂行の過程で生じた発明、特許権、ノウハウ等の知的財産権など、SCSK株式会社の所有する一切の権利を株式会社ホロンシステムにのみ移管する旨の業務移管届出書が提出された。

よって、本業務に対応することが可能な業者は、SCSK株式会社から業務その他ノウハウ等を移管され、本システムの仕様等詳細を把握し、対応することが可能な唯一の業者である株式会社ホロンシステムのみである。また、運用保守業務の受注者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となることから、当該業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅情報連携システムサーバ機器更新対応業務委託

2 契約の相手方

株式会社ホロンシステム

3 随意契約理由

本業務は、サーバ機器等一式の機器リース期限満了に伴う機器更新を行うため、大阪市営住宅情報連携システム（以下、「本システム」という）の動作に必要な業務プログラムやデータ等を移行するものである。

本システムは、本市が運用する市営住宅管理システムと本市内外の住民情報を扱う業務システムとの間で情報の授受等を効率的に実現するためのデータベースへの高度なアクセス技術や運用経費、更新費用を低廉なものとするための仮想化技術などの技術を導入している。本業務を実施するためには、このような技術に対応できるとともに、サーバ機器更新後も現行業務と同様の動作となるように、本システムの細部に至るまで仕様に精通している必要がある。

これまで本業務に対応することが可能な業者は、本システムを開発し、本システムの全仕様を把握しているＳＣＳＫ株式会社のみであったことから、当該業者と随意契約を締結してきた。

しかしながら、令和７年４月１日付けでＳＣＳＫ株式会社から株式会社ホロンシステムへ本システムに関する運用保守業務が移管されることとなり、運用保守業務等に係るデータ、プログラム、資料、業務遂行の過程で生じた発明、特許権、ノウハウ等の知的財産権など、ＳＣＳＫ株式会社の所有する一切の権利を株式会社ホロンシステムにのみ移管する旨の業務移管届出書が提出された。

よって、本業務に対応することが可能な業者は、ＳＣＳＫ株式会社から業務その他ノウハウ等を移管され、本システムの仕様等詳細を把握し、対応することが可能な唯一の業者である株式会社ホロンシステムのみである。また、運用保守業務の受注者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となることから、当該業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅管理システムサーバ機器更新対応業務委託

2 契約の相手方

株式会社ホロンシステム

3 随意契約理由

本業務は、サーバ機器等一式の機器リース期限満了に伴う機器更新を行うため、大阪市営住宅管理システム（以下、「本システム」という）の動作に必要な業務プログラムやデータ等を移行するものである。

本システムは、情報の検索や更新を効率的に実現するためのデータベースへの高度なアクセス技術や運用経費、更新費用を低廉なものとするための仮想化技術などの技術を導入している。本業務を実施するためには、このような技術に対応できるとともに、サーバ機器更新後も現行業務と同様の動作となるように、本システムの細部に至るまで仕様に精通している必要がある。

これまで本業務に対応することが可能な業者は、本システムを開発し、本システムの全仕様を把握しているＳＣＳＫ株式会社のみであったことから、当該業者と随意契約を締結してきた。

しかしながら、令和７年４月１日付けでＳＣＳＫ株式会社から株式会社ホロンシステムへ本システムに関する運用保守業務が移管されることとなり、運用保守業務等に係るデータ、プログラム、資料、業務遂行の過程で生じた発明、特許権、ノウハウ等の知的財産権など、ＳＣＳＫ株式会社の所有する一切の権利を株式会社ホロンシステムにのみ移管する旨の業務移管届出書が提出された。

よって、本業務に対応することが可能な業者は、ＳＣＳＫ株式会社から業務その他ノウハウ等を移管され、本システムの仕様等詳細を把握し、対応することが可能な唯一の業者である株式会社ホロンシステムのみである。また、運用保守業務の受注者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となることから、当該業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市営住宅情報連携システム改修（地方公共団体情報システム標準化に係る住基連携データ変更対応）業務委託

2 契約の相手方

株式会社ホロンシステム

3 随意契約理由

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が令和3年9月に施行され、政令で定める20業務について、各所管省庁が定める標準化基準（標準化仕様書）に準拠した情報システムを利用することが義務付けられた。「大阪市営住宅情報連携システム」（以下、「本システム」という。）とデータ連携を行っている「住民基本台帳等事務システム」（以下、「住基システム」という。）も標準化対象となっており、令和7年度に標準化基準に準拠したシステムに移行予定となっている。

「住基システム」の標準化により、「住基システム」における項目や内容に変更が生じるため、「本システム」においても、データ連携が可能となるよう、項目や内容を変更する必要がある。

本システムは、本市が運用する市営住宅管理システムと本市内外の住民情報を扱う業務システムとの間で情報の授受等を効率的に実現するため、複雑な処理を必要とするものであり、また、効率性・操作性・安定性に優れたシステムとなるようとなるようSCSK株式会社により独自開発されている。本システムの改修にあたっては、改修箇所及び改修による影響範囲を的確に判断する必要があることから、本システムの細部に至るまで仕様に精通している必要がある。

これまで本業務に対応することが可能な業者は、本システムを開発し、本システムの全仕様を把握しているSCSK株式会社のみであったことから、当該業者と随意契約を締結してきた。

しかしながら、令和7年4月1日付けでSCSK株式会社から株式会社ホロンシステムへ本システムに関する運用保守業務が移管されることとなり、運用保守業務等に係るデータ、プログラム、資料、業務遂行の過程で生じた発明、特許権、ノウハウ等の知的財産権など、SCSK株式会社の所有する一切の権利を株式会社ホロンシステムにのみ移管する旨の業務移管届出書が提出された。

よって、本業務に対応することが可能な業者は、SCSK株式会社から業務その他ノウハウ等を移管され、本システムの仕様等詳細を把握し、対応することが可能な唯一の業者である株式会社ホロンシステムのみである。また、運用保守業務の受注者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となることから、当該業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社ホロンシステム

3 随意契約理由

本業務は大阪市営住宅管理システム（以下、「本システム」という）が安定的に稼働し、常に有用かつ安全なシステムであり続けるよう適切な状態を維持すること、市営住宅管理業務の効率的な推進を支援すること、また障害等に対する予防策及びその際の早期復旧を行うことを目的とした業務である。

本システムは、情報の検索や更新を効率的に実現するためのデータベースへの高度なアクセス技術や運用経費、更新費用を低廉なものとするための仮想化技術などの技術を導入している。本システムの運用保守業務を実施するためには、このような技術に対応できるとともに、本システムの細部に至るまで仕様に精通している必要がある。

これまでの運用保守業務委託契約においては、本業務に対応することが可能な業者は、本システムを開発し、本システムの全仕様を把握しているＳＣＳＫ株式会社のみであったことから、当該業者と随意契約を締結してきた。

しかしながら、令和７年４月１日付けでＳＣＳＫ株式会社から株式会社ホロンシステムへ本システムに関する運用保守業務が移管されることとなり、運用保守業務等に係るデータ、プログラム、資料、業務遂行の過程で生じた発明、特許権、ノウハウ等の知的財産権など、ＳＣＳＫ株式会社の所有する一切の権利を株式会社ホロンシステムにのみ移管する旨の業務移管届出書が提出された。

よって、本業務に対応することが可能な業者は、ＳＣＳＫ株式会社から業務その他ノウハウ等を移管され、本システムの仕様等詳細を把握し、対応することが可能な唯一の業者である株式会社ホロンシステムのみであるため、当該業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

菅原小学校15校舎棟他長寿命化改修その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社空環設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社空環設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

豊崎本庄小学校長寿命化改修設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社空環設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社空環設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2388)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

中央卸売市場本場業務管理棟非常放送設備改修その他電気設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社空環設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社空環設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2388)

随意契約理由書

1 案件名称

咲くやこの花館設備棟熱源設備ポンプ改修その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社三省設備設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社三省設備設計事務所が最も優れている事業者であり学識経験者等で構成される契約事務評価会議においてもその評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

矢田中学校長寿命化改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社小西設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社小西設計 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課
(電話番号 06-6633-2355)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

保健所庁舎（安土町複合施設）改修整備設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社昭和設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（消防局・水道局等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社昭和設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課 （電話番号 06-6633-2361）

随意契約理由書

1 案件名称

平野北中学校長寿命化改修設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社新日本設備計画

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経産省・消防局・水道局・関西電力等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により提案力等を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社新日本設備計画が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

島屋小学校長寿命化改修設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社総合計画

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合計画が最も優れている事業者であり学識経験者等で構成される契約事務評価会議においてもその評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

清水小学校長寿命化改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社大匠建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社大匠建築設計事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2355)

随意契約理由書

1 案件名称

高見小学校外壁改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社大匠建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社大匠建築設計事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2355)

随意契約理由書

1 案件名称

UNEP国際環境技術センター受変電設備改修工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社中之島設計

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社中之島設計が最も優れている事業者であり学識経験者等で構成される契約事務評価会議においてもその評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

矢田中学校長寿命化改修設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

また、新增築・改修などの専門性が高い設備工事については、設計段階から工事施工段階にわたる官公庁及び関係機関（経済産業省・消防局・水道局・関西電力株式会社等）との協議や各種の届出業務の継続的な実施が必要であるため、設計業務から工事監理業務まで行う事業者を一括して選定することで、協議の継続性を確保しているところである。

本業務において、前述した能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により提案力等を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社日本設備総合研究所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

清水小学校長寿命化改修その他設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社日本設備総合研究所が最も優れている事業者であり学識経験者等で構成される契約事務評価会議においてもその評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

平野北中学校長寿命化改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社莫建築事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社莫建築事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課
(電話番号 06-6633-2355)

随意契約理由書

1 案件名称

八幡屋公園事務所非常用発電設備設置その他電気設備工事に伴う建築工事
監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社荻内建築事務所

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 株式会社荻内建築事務所 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課
(電話番号 06-6633-2355)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度密集市街地整備の進捗状況の把握及び今後のあり方についての検討調査業務委託

2 契約の相手方

(株) 都市・計画・設計研究所

3 随意契約理由

本業務は、密集市街地整備における進捗状況の把握を行うとともに、今後の中長期的なあり方の検討を行うもので、課税データや統計調査等を用いた評価指標の分析や本市施策における効果的な取組等の検討を行うものである。調査・分析から企画・提案等の一連の業務を的確に遂行するためには、建築・まちづくりに係る業務経験や専門知識、分析力が必要である。また、分析結果を踏まえた延焼危険性及び避難困難性の早期改善に向けた新たな取組等の検討を行うにあたっては、提案力・企画力等が極めて重要である。

これらの能力を有する事業者の選定にあたっては、本業務の性質及び目的が価格競争による入札に適さないため、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては(株) 都市・計画・設計研究所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 市街地整備部 住環境整備課 密集市街地整備グループ
(電話番号 06-6208-9629)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市耐震改修促進計画の改定に向けた調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社総合計画機構

3 随意契約理由

本業務は、大阪市耐震改修促進計画の改定に向けて、民間住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の推計、本市の耐震化の促進の取り組みの検証及び他都市の取り組みの調査等を行い、耐震化をさらに促進していくための今後の取り組みの検討等を行うものである。

これらの業務を的確に遂行するためには、住宅政策や建築・まちづくりに係る業務経験や専門知識、分析力が必要である。

また、この分析結果を踏まえた目標設定や、耐震化率の向上に資する施策の企画・提案を求めるにあたっては、提案力・企画力等が極めて重要な要素となり、本業務の性質及び目的が価格競争による入札に適さないため、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社総合計画機構が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局 市街地整備部 住環境整備課 防災・耐震化計画グループ
(電話番号 06-6208-9622)

随意契約理由書

1 案件名称

八幡屋公園事務所非常用発電設備設置その他電気設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社 中井システム企画

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては有限会社 中井システム企画が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2361)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅管理システムにおける二要素認証システムサーバ機器更新対応業務委託

2 契約の相手方

NECフィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、サーバ機器等一式の機器リース期限満了に伴う機器更新を行うため、二要素認証システム（以下、「本システム」という）の動作に必要な業務プログラムやデータ等を移行するものである。

本システムは、大阪市営住宅管理システムにおける利用者認証の強化のため導入したシステムであるが、本業務を実施するためには、サーバ機器更新後も現行業務と同様の動作となるように、本システムの細部に至るまで仕様に精通している必要がある。

本システムは、上記業者が独自に開発した二要素認証に係るパッケージソフトウェアを基に構築しているが、一部パッケージに無い仕様をカスタマイズで開発しているため、本業務の実施にあたっては、システムの全仕様を把握し、カスタマイズ部分に対する影響等についても熟知している必要がある。

上記業者は、本システムの開発業者であることから、パッケージソフトウェアの内容及びカスタマイズ部分を含む本システムの全仕様を把握しており、本業務を適切に実施することができる唯一の業者である。また、開発業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となることから、当該業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市営住宅管理システムにおける二要素認証システム保守業務委託

2 契約の相手方

NECフィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市営住宅管理システムの利用者認証の強化のため導入した二要素認証システム（以下、「本システム」という）の機能仕様や使用方法に関する疑問点や問題についての技術的アドバイス、ソフトウェア不具合改修並びに情報提供などの保守を行うものである。

本システムは、上記業者が独自に開発した二要素認証に係るパッケージソフトウェアを基に構築しているが、一部パッケージに無い仕様をカスタマイズで開発しているため、カスタマイズ部分を含む本システムの全仕様を把握しているのは上記業者のみであり、本業務に対応することが可能な唯一の業者であるため、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課（電話：06-6208-9213）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度住まい情報センター管理運営システム保守業務委託

2 契約の相手方

パナソニックコネクト株式会社

3 随意契約理由

本業務は、住まい情報センターで実施している住まいに関する相談・情報発信業務の各種情報登録等の事務処理、及び住宅に関する情報やライブラリーで所蔵している資料に関する情報提供を円滑に行うため、上記業者が開発した「住まい情報センター管理運営システム」（以下、「システム」という。）の安定的な稼働を目的とした保守業務である。

システムの運用にあたっては、市民サービスの低下を招くことのないよう、常時安定したシステムの稼働が求められるため、システムの適正な保守・メンテナンス業務を実施する必要があるとともに、システム障害の発生時には、その要因の特定及び対応を迅速かつ的確に行う必要がある。

上記業者は、本システムを独自に構築し、本システムの内容、運用方法及び障害に対応した技術情報等の知識を備えている唯一の業者である。

以上の理由から、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）（電話番号 06-6208-9224）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度大阪市営住宅等強制執行補助業務委託(令和6年度執行申立継続分)(単価契約)

2 契約の相手方

大池商事株式会社

3 随意契約理由

大阪市営住宅等強制執行補助業務は、市営住宅・市営住宅附帯駐車場・市営住宅敷地の家賃滞納等が原因で明渡訴訟判決が確定した者や、裁判所で和解したものの和解条項を履行しない者に対し、裁判所への強制執行申立から執行予告・立会、目的外動産の保管替及び残置物の処分等までの一連の業務を概ね3～4か月かけて行っている。

そのため、令和7年1月以降に強制執行の申立てを行った場合は、完了時期となる令和7年4月1日から5月末までの期間の強制執行補助業務に関する執行予告・立会、目的外動産の保管替及び残置物の処分等の業務を引き続き行う必要があることから、本業務により行うものである。

強制執行申立から執行予告・立会、目的外動産の保管替及び残置物の処分等までの各業務については一体化したものであり、裁判所執行官と連携しつつ迅速に業務を進めていく必要があり、執行立会時など強制執行対象者に対して臨機応変に対応することが重要である。

上記業者は、「令和6年度大阪市営住宅等強制執行補助業務委託(単価契約)」の受注者であり、執行申立や執行予告を行う際に現場等の状況も熟知しているため迅速かつ効率的に業務を行うことが可能である。また、上記業者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となることから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部管理課(電話 06-6208-9267)

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺スポーツセンター他1施設外壁改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

田村建築設計事務所 田村 博一

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 田村建築設計事務所 田村 博一 が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2355)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

菅原小学校15校舎棟他長寿命化改修その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

櫻設計合同会社

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 櫻設計室一級建築士事務所 新井 理恵（現：櫻設計合同会社） が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6633-2355)

随意契約理由書

1 案件名称

豊崎本庄小学校長寿命化改修工事監理業務委託

2 契約の相手方

櫻設計合同会社

3 随意契約理由

本業務は、設計図書の内容把握、設計図書に照らした施工図の検討、工事と設計図書の照合及び確認、工事監理報告書の作成等を行うものである。また、工事請負業者に対する指導等を行うとともに、騒音・振動の低減や工事中の安全対策などの近隣からの要望等に対して、工事請負業者や本市職員と連携して説明・交渉を行うこともある。このように、本業務を遂行するにあたっては、工事内容や規模に関わらず、施工や関係法令等についての専門知識をはじめ、設計図書を的確に把握する理解力、工事請負業者に対する指導力・提案力、近隣住民等に対する説明・交渉能力など、これまでの実務経験等により培われた様々な能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、工事の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により指導力や提案力、理解力、説明・交渉能力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては 櫻設計室一級建築士事務所 新井 理恵（現：櫻設計合同会社） が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課
(電話番号 06-6633-2355)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

インテックス大阪中ふ頭駐車場防煙垂壁改修その他工事外1件設計業務委託2

2 契約の相手方

シーズ建築事務所 星山 啓介

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においてはシーズ建築事務所 星山 啓介が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-7875)

随意契約理由書

1 案件名称

三先住宅建設工事 設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社偕設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、市営住宅建替計画や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社偕設計が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ
(電話番号 06-6208-9245)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 今後の住宅施策の方向についての検討基礎調査業務委託（令和6年度継続分）

2 契約の相手方

株式会社 総合計画機構

3 随意契約理由

本業務は、住宅政策や建築・まちづくり分野における現状の課題整理・分析を行ったうえで、市場動向や市民ニーズの的確な把握、他都市事例等も参考にしながら、本市施策に係る効果的な調査・分析等を行うものである。

本市では、大阪市住宅審議会から「今後の住宅施策の方向について」の答申を受け、本答申の趣旨を踏まえて各種住宅施策を推進している。

前回の答申以降、少子高齢化の一層の進行や子育て世帯の市外転出傾向、マンションをはじめとする住宅ストックの維持・管理や再生・活用をめぐる課題、住宅セーフティネット機能の確保、脱炭素社会の実現に向けた取組など、住宅施策をとりまく状況が大きく変化していることを踏まえ、国や大阪府の住生活基本計画の見直しの時期に合わせて諮問・答申が行えるよう、令和6年度から約2年間にわたり住宅審議会での議論を進めていくこととしている。

令和6年度は、プロポーザル方式により上記契約相手を選定し、住宅審議会委員による活発な意見交換の主旨を踏まえながら、住宅施策に係る国や他都市事例の調査・分析や、本市住宅施策の方向性・主要なテーマ・論点の検討、会議資料の調整等を行い、審議会において年度末にとりまとめられる今後の住宅施策の方向についての答申の骨子素案に資する調査・検討を進めているところである。令和7年度の審議会においては、令和6年度の議論を踏まえて、継続した議論を行うとともにさらに内容を深化させ、令和7年度末の答申に向けた本格的な検討を進める予定であるため、令和7年度の本案件の業務では、令和6年度の審議会での議論や調査結果を踏まえ、整合性のとれた「今後の住宅施策の方向」についての調査・検討、企画・立案を行うこととしている。

令和6年度の審議会において委員からの意見が多岐にわたり高度かつ複雑であり、それに伴い多様な分野に関する調査・分析を継続的に行っていく必要があるとともに、これまでの審議会等での議論の経過を深く理解し、蓄積された専門知識が必要である

ことから、令和6年度に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一事業者以外の者に履行させた場合、令和6年度の議論を踏まえた調査・検討、企画・立案という事業目的を達成することが困難となるおそれがある。

以上の理由から、令和6年度に契約した業務と密接不可分の関係にある令和6年度からの継続した調査内容について、これまでの住宅審議会や専門部会での議論との整合性を諮りながら一貫性のとれた「今後の住宅施策の方向」についての調査・検討、企画・立案ができる唯一の業者である上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 住宅政策課 住宅政策グループ
(電話番号 06-6208-9217)

(様式2)

随意契約理由書

1 案件名称

もと日本橋小学校他1施設各所改修その他工事設計（建築・設備）業務委託2

2 契約の相手方

株式会社 スペースクリエーション

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書をもとに計画通知にかかる申請図書を作成する場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社 スペースクリエーションであれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)

随意契約理由書

1 案件名称

中央体育館天井改修その他工事設計（建築・設備）業務委託 4

2 契約の相手方

株式会社日建設計

3 随意契約理由

設計業務については、委託業務の完了日以降、工事完成後も引き続いて「かし」責任を負うこと等から、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

本業務を遂行するにあたっては、当初設計の受注者に委託することにより業務が一元化され、責任の所在が明確になる。

また、株式会社日建設計であれば、設計内容を熟知しており、図面データも保有しているので、これを活用することにより迅速かつ効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06 - 6208 - 7875)

随意契約理由書

1 案件名称

勝山小学校解体撤去工事設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 莫建築事務所／

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、高度で専門的な技術力や知識・経験に基づき、施設所管所属からの要望や関係機関との協議内容、工事施工に伴う敷地周辺への影響などの多角的な要素を的確に捉え、設計内容に反映することができる能力が必要となる。

本業務において、これらの能力を有する事業者を選定することが、委託業務の品質確保に大きく寄与するなど、業務の性質又は目的が価格競争による入札に適さないと認められるため、事業者の選定にあたっては、実績及び技術提案により技術力や構想力を評価し、本業務に最も適した事業者を選定することができるプロポーザル方式を採用することとした。

プロポーザルへの参加事業者から提出された実績及び技術提案について、評価を行ったところ、本業務においては株式会社莫建築事務所が最も優れている事業者であり、学識経験者等で構成される契約事務評価会議においても、その評価結果は妥当であるとの意見であった。

よって、本業務の目的・内容に最も適した事業者として、厳正かつ公正に選定した上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 企画設計グループ
(電話番号 06-6208-9331)